

## 第41回 国立市都市計画審議会会議録（要旨）

日時	令和2年2月5日(水) 午前 10時00分～11時10分
場所	市役所2階 市議会委員会室
議題	1) 立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について (東京都決定) 2) 国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の変更について (国立市決定)
出席委員 (敬称略)	林会長、高橋委員、内藤委員、 遠藤委員、重松委員、高原委員、香西委員、石井委員、 鈴木委員、三輪委員、菅原委員
事務局等	永見市長、江村都市整備部参事、町田都市計画課長、佐伯工事担当課長 和田都市計画係長、川縁都市計画係主査、南雲、三好
傍聴者	なし
議題	議案 「諮問案件」 1. 立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について (東京都決定) 「付議案件」 2. 国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の変更について (国立市決定)
要点記録	議案1について、原案のとおり承認された。 議案2について、原案のとおり可決された。
国立市都市計画審議会運営規則第13条第2項の規定により、ここに署名いたします。	
令和2年2月5日	
議長	林 大樹
指名委員	香西 貴弘

## 第41回 国立市都市計画審議会

林会長 : おはようございます。本日はご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第41回国立市都市計画審議会を開会いたします。

ご案内にもありますように、本日の議題といたしまして、「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について」、東京都からの意見照会を受けて市長より諮問がありました議案1件と、その関連案件になりますが、国立市決定になります「国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の変更について」が、同じく市長より付議されております。

以上の2件について、本日はご審議いただきたく、都市計画審議会を開催する次第です。

次に、定足数の確認を行います。北島委員、中尾委員より、都合により欠席の旨、連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員数は11名であります。したがって、審議会条例第7条の規定に基づき、定足数に達しておりますので、これより議事日程に従い会議を進めさせていただきます。

本審議会におきまして、限られた時間の中で十分にご審議をいただきたいと存じますので、議事進行等につきましてはご協力をお願い申し上げます。

それでは次に、会期の決定についてお諮りいたします。会期でございますが、本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長 : 異議なしの声がありますので、会期を本日1日といたします。

続きまして、審議会運営規則第13条に基づき、第41回国立市都市計画審議会の会議録に署名する委員を指名いたします。

これにつきましては、香西委員を指名いたします。

それではここで、市長さんからご挨拶をいただきます。

永見市長 : おはようございます。委員の皆様には、お忙しい中、第41回国立市都市計画審議会の開催に当たりましてご出席を賜り、まことにありがとうございます。

本日の議題といたしましては、2件でございます。

1件目は、東京都からの意見照会により「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について」の諮問案件です。こちらにつきましては、東京都が決定する都市計画となっております。決定に先立ち、国立市に対して意見照会がありましたので、審議会のご意見をお伺いするものであります。

なお、今回、答申をいただきました後、東京都に対して回答をしてみたいと考えております。

2件目は、ただいまの関連になりますが、国立市決定案件であります「国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の変更について」の付議案件でございます。こちらにつきましては、都市計画法の規定に基づき、本日の議を経まして、東京都決定の案件と同時に、

都市計画変更の告示をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

林会長： ありがとうございます。

それでは議題に入ります。「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について」、事務局より説明をお願いいたします。

町田都市計画課長： それでは説明に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日配付いたしました資料でございますが、第41回国立市都市計画審議会議事日程、国立都市計画等の変更についての諮問及び付議の写し、右上に都市計画審議会第1号議案とあります「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について」の議案書、右上に都市計画審議会第2号議案とある「国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の変更について」の議案書、右上に国立市都市計画審議会資料No.2-2とあります意見書の要旨、事前に配付しておりますA4横とじの国立市都市計画審議会資料No.1、「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について（東京都決定）」、同じく国立市都市計画審議会資料No.2、「国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の変更について（国立市決定）」、以上でございます。不足の資料はございませんでしょうか。

よろしければ、第1号議案「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について（東京都決定）」についてご説明いたします。

初めに、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の概要でございますが、東京都では、立川都市計画道路3・3・30号及び国立都市計画道路3・3・15号で構成される立川東大和線を、多摩地域の骨格を形成する南北方向の重要な路線として位置づけております。平成28年3月策定の、東京都、特別区及び26市2町による、東京における都市計画道路の整備方針、第四次事業化計画におきましても、本路線を優先整備路線と位置づけており、幹線道路のネットワーク形成に向けて、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の都市計画変更を行い、整備に取り組むことにより、多摩地域における人や物の動きの円滑化や都市間の連携強化、立川通りを初めとする周辺道路の渋滞緩和等を行っていくこととしております。

国立市都市計画審議会資料No.1をご覧くださいと思います。まず表題に「東京都決定」とありますが、これは都市計画の決定権者が東京都と定められているため、明記されているものでございます。本件は東京都が決定する都市計画道路で、かつ立川都市計画道路でもあります。国立市域にその都市計画道路の区域が一部かかることから、決定に先立ちまして、国立市に対して意見照会がありましたので、審議会の意見をお伺いするものでございます。

1ページをお開きください。計画書になります。立川都市計画道路中、3・3・30号立川東大和線を、次のように変更するものでございます。

起点の立川市羽衣町二丁目から終点の東大和市多摩湖六丁目まで、延長約8,060メートルを、構造形式は地表式、車線の数を4車線、幅員を28メートルとするものでございます。また地表式の区間における鉄道等との交差の構造でございますが、幹線街路との平面交差が13カ所、東日本旅客鉄道中央本線及び西武鉄道拝島線と、立体交差となるものでございます。

次に車線の数の内訳でございますが、平成10年11月の都市計画法の改正により、改正前に都市計画決定された道路で、車線の数が定められていない場合は、原則初めての都市計画変更の際に、当該変更と合わせて車線の数を都市計画に定めることとなっており、今回の変更に合わせて4車線と定めるものでございます。また、車線の数について異なる区間がある場合は、当該路線の2分の1以上の延長を占める車線数としており、その内訳としては、4車線が約3,770メートル、2車線が約3,690メートルでございます。なお、内訳の合計が8,060メートルになりませんが、これは東京都が今回、事業認可をとる延長の部分だけとなることから、合計は合わなくなっております。

次に、その下のその他でございますが、なお書きにより、東大和市立野二丁目地内に、地積約3,400平方メートルの交通広場を設けることとしておりますが、今回の意見照会の対象外となっております。また、次の段の3・2・10号緑川通り線についても対象外でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、変更の理由ですが、最下段に理由として記載されておりますとおり、交通の円滑を図るため、既に高架化されている東日本旅客鉄道中央本線との交差部の構造及び一部幅員を変更するものでございます。また本路線の事業の実施が周辺環境に与える影響については、東京都環境影響評価条例に基づく環境影響評価書案のとおりであり、都市計画を定める上で支障がないと判断するものでございます。

次に、2ページをお開きください。変更概要でございます。

3・3・30号立川東大和線の変更事項といたしまして、1、構造の変更として、東日本旅客鉄道中央本線との交差部の構造の変更、2、一部幅員の変更として、立川市羽衣町二丁目から立川市曙町三丁目までの延長約700メートルの区間の幅員を、20.7から33.7メートルであったものを、28メートルとする変更、3、一部区域の変更として、立川市曙町三丁目及び国立市北三丁目地内において、隅切りを新たに区域に取り入れる変更、4、一部車線の数の決定として、4車線の区間は立川市羽衣町二丁目から立川市幸町五丁目までの延長約3,770メートル、2車線の区間は立川市幸町五丁目から東大和市多摩湖六丁目までの延長約3,690メートル、となっております。

1の構造の変更につきましては、従前の計画が東日本旅客鉄道中央本線をアンダーパスする計画となっておりますが、中央本線が高架化されたことによりその必要がなくなりましたので、今回変更となっております。

2と3につきましては、後ほどご説明させていただきます。

4の車線数につきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

次に下の段でございますが、3・2・10号緑川通り線につきましては、今回の意見照会の対象外でありますので、説明は省略させていただきます。

次に3ページをお開きください。総括図でございます。国立都市計画区域内のさまざまな都市計画を表示するとともに、変更箇所を赤色で示しております。

次に4ページをお開きください。計画図でございます。先ほどの変更事項2の一部幅員の変更でございますが、既存の計画幅員に対して減ずる部分を黄色で表示しております。幅員を増する部分は赤色で表示しております。この変更により、20.7から33.7メートルの幅員を、28メートルに変更するものでございます。

次に、変更事項3の一部区域の変更でございますが、国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線との交差部の赤色で表示しております隅切りを、新たに立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線区域とするものでございます。これは既存の都市計画では、国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線、及び西側の立川都市計画道路3・2・10号緑川通り線の区域となっていたものを整理し、上位道路である立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の区域とするものでございます。

資料の説明は以上でございますが、最後に手続の関係をご説明いたします。

本日、この件についてのご答申をいただいた後に、東京都に対して回答してまいります。その後、東京都において令和2年5月19日に開催予定の東京都都市計画審議会に付議され、令和2年6月中旬ごろに変更告知をしていきたいと確認しているところでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

林会長： 説明が終わりました。

それでは、質疑、討論、採決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。高原委員。

高原委員： 今、概略を説明いただきましたが、確認させていただきますと、立川都市計画道路3・3・30号というのは、国立市内を走る都市計画道路3・3・15号線と接続する路線であるということは、変更ないわけですよね。

それで、実はこの車線数の内訳の中で、4車線と2車線に分かれる理由というか、これはどういうことなんでしょうか。

林会長： 事務局、お願いします。

町田都市計画課長： 先ほどご説明いたしました4車線と2車線の違いということでございますけれども、今回の事業計画が立川市のモノレールの駅、泉体育館までの区間が事業化で、その間は全て4車線でございます。2車線になるところはその北側に行きまして、モノレールと同じところを3・3・30号線は通っておりまして、東大和市内に行きますと、16メートルという幅員に変わります。モノレールが終わった後です。上北台駅が終点になるかと思うんですけれども、その前後あたりから2車線という都市計画決定がされています。上北台駅より北になりますと、幅員自体も16メートルという都市計画道路になりまして、2車線で決定して既にそのあたりは完成していると聞いているところでございます。

林会長： 高原委員。

高原委員： わかりました。そうすると、端的に言うと、モノレールの下を走っている部分は4車線で、それ以外のところは2車線と、こういう理解でいいですか。

林会長： 事務局、お願いします。

町田都市計画課長： 非常に複雑で、玉川上水の南のあたりは側道があったり、図面上では2車線ですけれど、地番で言うのもあれかと思いますが、先ほど申し上げました立川のところからですが、モノレールがあるところでも2車線のところはございます。

江村都市整備部参事： 立川市幸町五丁目辺りですが、玉川上水駅をアンダーパスで通過する構造となっており、この箇所から2車線になっていきます。西武線の玉川上水駅のアンダーパス辺りから北側の部分を、2車線という都市計画決定とご理解いただければと思います。

高原委員： 構造的にちょっとよくわからない部分があるんですけど。それは後でまた、詳しく教え

てもらいたいと思います。

それと、今回特に変更される部分は、中央線が高架化になって、今までアンダーパスでしたが、平面交差になると。これが主な変更の目的というか、理由になっていると思うんですね。国立市の3・4・8号線が接続することに伴って、これまではアンダーパスで行ったところ、平面交差ということで、支線がなくなりますよね。こういう例というのは、例えばほかの変更の場合も、構造的に平面交差になると、車の動きの関係で見ると、確かに支線は要らなくなるということになるんですが、こういうことは常にあることなんですか。

林会長：事務局、お願いします。

町田都市計画課長：都市計画審議会資料No.1の4ページをご覧くださいと思います。今、委員がおっしゃっている支線というのは、立川市内でございますけれども支線1と書いてある、黄色く塗られているところかと思います。

高原委員：はい。

町田都市計画課長：こちらは、従来の計画がアンダーパスでしたので、中央線のところで一番深くなっておりまして、そこから北に向かって徐々に上がっていくんですけども、3・4・8号線との交差点のところではまだアンダーでございますので、十字路にはなりません。

高原委員：渡れないということですね。

町田都市計画課長：はい。そのため、立川の北口方面から来られた車が、3・3・30号線に入れませんので、支線を設けるということでしたが、今回それが不要ということで、立川市のほうでは、こちらの廃止も含まれているということになります。

ただ、他の事例についてですが、構造上、距離が近い十字路ですと、あるかと思いたすけれども、ほかの件については確認していないため、国立市ではわかりかねるという状況です。

高原委員：わかりました。

林会長：ほかにいかがでしょうか。香西委員。

香西委員：確認させていただきたいと思います。隅切りを今回あわせて行うということが入っていると思いますが、隅切りの目的というか、何となくはわかっているんですけども、念のため確認させていただければと思います。

林会長：事務局、お願いします。

町田都市計画課長：やはり道路と道路がほぼ直角に交わるとき、見通し等もございまして、道路構造令上、この大きさの道路とこの大きさの道路が交わるときには、何メートルの隅切りを設けることという、構造令がございまして、それにのっとった隅切りになっております。

林会長：ほかにいかがでしょうか。重松委員。

重松委員：確認と質問をしたいんですけども、まず確認として、資料の4ページ、茶色に塗られている隅切りの部分、ここは、これまではそれぞれの市で施行するのが、東京都施行でやってくれるということで、まずよろしいでしょうか。

林会長：事務局、お願いします。

町田都市計画課長：工事等、全て東京都がやります。

重松委員：　そこで、一方中央線との交差部分がアンダーパスから平面交差になることによって、若干広がるわけですがけれども、これによって事業費も、東京都のほうですがけれども、若干増えるというふうに見てよろしいでしょうか。それはわからない？

町田都市計画課長：　東京都の事業分なので詳しくは分かりませんが、ただ実際、黄色く削除されるところのほうが多いと思われまます。また、拡幅するところはJRの高架下になるかと思われまます。

林会長　：　重松委員。

重松委員：　JRも公共事業体ですので、買収ということになるのかもしれないですがけれども、東京都の問題ですがけれども、そこは何とかならないかなと思われまます。

そこで、今度は逆に広がった部分、狭くなる部分についてですがけれども、民地を見ますと、建物にかかっていたのが、かからなくなる民地が幾つかありますけれども、その影響はどうなるのか。例えば都市計画線からかからなくなることによって、そこはもう事業化されないので、買収もされなくなるというふうになると、建物にかかっていたときは建て替えしようと考えていても、建て替えしなくて済んでしまうということで、生活に大きく影響が出てくるんじゃないかと思うんですがけれども、どうなっていくんでしょうか。

林会長　：　事務局、お願いします。

町田都市計画課長：　東京都施行の範疇ではございませけれども、正確な測量を行いまして、どこまでかかるかというのは、現在東京都のほうで作業中ではございませ、どのぐらいの建物がかかる云々は今の段階ではわかりませけれども、やはり委員さんがおっしゃいましたとおり、今までは都市計画区域内でございませけれども、今回の変更を受けまして区域外に、都市計画決定としてなることは、間違いないと考えてございませ。

あとは、東京都の施行でございませるので、説明については行っていると考えてございませ。

林会長　：　重松委員。

重松委員：　何軒かの地権者にかかわる問題だと思われまますけれども、それぞれの生活に大きく影響が出てきますので、その点は東京都のほうにしっかりと、地権者の合意を得られるような努力をお願いしたいと思われまます。

そこで、工事のスケジュールについては、今回の都市計画決定の変更によって影響があるのかどうかということと、今後の大まかなスケジュールについて伺いたいと思われまます。

林会長　：　事務局、お願いします。

町田都市計画課長：　3・3・30号線の今後の予定でございませますが、都市計画の変更を行いまして、今、予定で聞いているところでございませけれども、令和3年度、2021年度に事業認可をとりまして、その後、用地買収等を行いまして、東京都で発表されているところだと、2030年度末の完成を目指して事業を進めていくと聞いているところでございませ。以上です。

林会長　：　重松委員。

重松委員：　わかりました。結構先になるんですね。

そこで、3・3・30号線と交差する東西の国立3・4・8号線、及び立川緑川通り線の延伸の部分とのスケジュールの関係ですがけれども、この南北の3・3・30号線については地域で反対運動があるので、ひょっとすると開通が延びてしまう可能性もあると思う

んです。その場合、東西の北大通りの延伸と、立川緑川通り線の延伸部分のほうが先に用地買収も済んで、道路築造も済んで、もう接続できるところまで行っているんだけど、まだ南北の通りのほうが開通しない、という可能性もあるんじゃないかと思うんです。そうした場合、東西については先に開通するということが可能なかどうか。もし可能、もしくはわからないということであれば、ぜひその点についても東京都のほうに要望していただきたいと思うんですけれど。

林会長：事務局、お願いします。

佐伯工事担当課長：まず都市計画道路3・4・8号線のスケジュールをご説明させていただきますと、先ほど東京都の事業認可が令和3年度というお話があったと思うんですけれども、国立都市計画道路3・4・8号線につきましてはそれと同じぐらい、令和3年度末に事業認可を取得する予定でございます。その後、令和4年度から用地買収を進めていきたいと考えてございます。こちらが5年間ぐらい、令和8年度ぐらいまでの間に用地買収をしていきたい。その後、令和9年度には電線共同溝の工事をする。令和10年度につきましては、引込連系管と言いまして、今度は電線共同溝から家庭につながる工事の工事をさせていただいて、令和11年度に道路の築造をしていきたいという日程でございます。立川市のほうにつきましては、3・3・30号線の日程に合わせて、おくれないように築造していくというお話は聞いているところでございます。

それと、東西の道路が先にできてしまっていて、3・3・30号線がおくれる場合はどうなのかというお話だと思いますけれども、こちらについては現在どうするかということは確定してございません。東西が先にできて3・3・30号線がおくれている場合には、例えば自転車とか歩行者だけ通すとか、あるいは暫定的に車道を1車線通すとか、ということがあるかと思えますけれども、現時点ではまだ何も決まっていないというところでございます。

以上でございます。

林会長：重松委員。

重松委員：10年後なので、かなり先になってしまうんですけれども、現在のスケジュールでも東西の国立都市計画道路3・4・8号のほうは1年ぐらい早く、築造が終わるスケジュールになっているみたいなんですけれども、せっかく早く築造が終わるのでしたら、そこからでも通していけるような要望をしていただければと思います。

林会長：ほかにございませんか。なければ質疑を打ち切ります。

続きまして、本案にご意見がありましたら伺います。

ございませんか。なければ打ち切ります。

それではお諮りいたします。「立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の変更について」、本案を現案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

林会長：異議なしと認め、本案は現案のとおり承認することにいたします。

次に、「国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の変更について」事務局より説明をお願いします。

町田都市計画課長：それでは第2号議案、「国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の変更」



ついて（国立市決定）」について、ご説明いたします。

初めに、国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の概要でございますが、国立市北地域は、東日本旅客鉄道中央本線の高架化に伴う道路整備によって、南北方向及び東西方向の交通が分散化されつつありますが、交通が集中する部分が残っている状況にあります。

平成28年3月策定の、東京都、特別区及び26市2町による、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）におきましても、本路線を優先整備路線と位置づけしており、さらに国立市都市計画マスタープランにおいて、本路線の整備に当たっては、通過交通の円滑化、分散化等を図るため、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の整備に合わせて、整備を推進していくとしております。

今般、東京都において、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の整備に取り組んでいくことを受けまして、国立市においても、あわせて国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の都市計画変更を実施し、整備を推進していくこととなりました。

国立市都市計画審議会資料No.2をご覧くださいと思います。まず、表題に「国立市決定」とありますが、これは、都市計画の決定権者が国立市と定められているため、明記されているものでございます。

1ページをお開きください。計画書になります。国立都市計画道路中、3・4・8号日野駅国立線を、次のように変更するものでございます。起点の国立市北三丁目から終点の国立市北二丁目まで、延長約1,320メートルを、構造形式を地表式で、車線の数を2車線、幅員を16メートルにするものでございます。なお車線の数でございますが、先ほどの立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線と同様、今回の変更に合わせて車線の数も定めることとしております。次に、地表式の区間における鉄道等との交差の構造でございますが、幹線街路との平面交差が2カ所でございます。

次に変更の理由ですが、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の都市計画変更に伴い、変更するものでございます。

次に変更概要でございます。3・4・8号日野駅国立線の変更事項といたしまして、1、起点位置の変更として、国立市北三丁目から国立市北三丁目となっております。詳細につきましては、計画図の説明の際に改めてご説明いたします。2、延長の変更として、約1,330メートルから約1,320メートルとする変更、3、一部区域の削除（隅切り）としまして、国立市北三丁目地内の変更、4、車線の数の決定として、2車線とします。

次に2ページをお開きください。総括図でございます。

国立都市計画区域内のさまざまな都市計画を表示するとともに、変更箇所を赤色で示しております。今回、車線数を改めて全線で決定しておりますので、対象が全延長分となっております。

次に3ページをお開きください。計画図でございます。計画図は3ページから5ページまで、延長が長いので分割して表示しております。

先ほどご説明いたしました変更事項の1、起点位置の変更でございますが、3ページの計画図中ほどに表示されているとおり、廃止を示す黄色に着色された位置を、変更後を示す赤色に着色された位置とし、国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の、起点の位置を約10メートル東側に変更するものでございます。

また、これに関連しまして変更概要の3、一部区域の削除（隅切り）として、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線との交差部において、隅切りの区域が既存の都市計画では国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の区域となっていたものを整理し、上位道路である、立川都市計画道路3・3・30号立川東大和線の区域にするものでございます。

資料の説明は以上になります。

次に、手続の関係をご説明いたします。

令和元年5月から、東京都と事務打ち合わせを重ねまして、11月25日に都市計画法に基づきます協議書を提出し、12月4日付にて都知事から協議結果通知書をいただき、都として意見はないとの回答を得ております。また、都市計画の案の公告及び縦覧を、令和2年1月8日から1月22日までの2週間行いました結果、縦覧者は1名、意見書は、提出期限の1月22日付の消印による郵送にて、1通提出されました。

意見書につきましては、都市計画法第19条第2項により、提出された意見書の要旨を都市計画審議会に提出しなければならないとあることから、今回、ご提示させていただきます。国立市都市計画審議会資料No.2-2をご覧ください。国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の変更についての意見書の要旨でございます。

国立都市計画道路に係る都市計画の変更案を、令和2年1月8日から2週間公衆の縦覧に供しましたところ、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、1通1名の意見書の提出がございました。その意見書の要旨は次のとおりでございます。

表の左側から、名称、意見書の要旨、国立市の見解としております。

まず、左側の名称として、区域名は国立都市計画、種類は道路、名称は3・4・8号日野駅国立線でございます。

次に意見書の要旨でございますが、Ⅰの賛成意見、及びⅡの反対意見に関するものはございませんでした。Ⅲその他の意見に関するものにつきましては、1通1名の方よりございました。

初めに（1）、新たな道路が建設されたり、内容の変更が行われることは、該当する土地の地権者のみならず、市民に広く知らせる必要がある。市民の要望や意見をしっかりと聞いて進めるべきであるとのご意見をいただきました。このご意見に対します国立市の見解でございますが、都市計画法では、都市計画の案を作成しようとする過程において、必要があると認めるときは、公聴会、説明会の開催等によって、住民の意見を反映させるような措置を講ずることとしております。国立市においても、該当地権者のみならず、全市民を対象とした説明会を開催しておりまして、今後も市民の方々の要望や意見を聞いて、進めていく考えでございます。

次に（2）、都市計画変更原案の説明会の開催が市民に知らされたのは、わずか10日前に発行された、市報の小さな箇所のみ。これでは市民に広く知らせるといふ誠意が感じられない。地権者へはダイレクトに知らせたとのことだが、全市民に理解を求めるべきであるとのご意見をいただきました。このご意見に対します国立市の見解でございますが、広報につきましては、市報やホームページを活用し、広く市民へ周知を図っており、また

事業における利害関係人に対しては、直接郵送やポスト投函し、周知したところがございます。市報等の掲載時期など周知方法については、今後留意していきたいと考えております。

次に（３）、都市計画変更案の縦覧について、市報 1 月 5 日号の発行から 3 日後の 1 月 8 日から 2 2 日の 2 週間であった。市に対し、意見書の提出ができる点があるが、短期間に意見を求められても対応しづらいものである。丁寧にわかりやすい情報の提供、そして市民の意見を幅広く求め、その意見を生かす方法を、ぜひとも工夫していただきたいとのご意見をいただきました。このご意見に対します国立市の見解でございますが、都市計画法に基づき、都市計画の案を公告し、2 週間の公衆の縦覧に供したところでありまして、この縦覧期間中は、関係住民及び利害関係人は意見書を提出することができるとなっております。国立市としては、事業を進めるに当たって、市民に対し、丁寧にわかりやすい情報の提供をするため、説明会や縦覧期間中以外でも、必要に応じ個別相談を受けるなど、市民の要望や意見をしっかりと聞いていく考えでございます。

次に（４）、優先整備路線として国立 3・3・15 号線、3・4・5 号線の建設が計画されているが、市内を縦横断する大型道路建設の計画であるから、現時点で計画していることの説明会を開くなど、全国立市民への早目の情報提供を強く求めるとのご意見をいただきました。このご意見に対します国立市の見解でございますが、優先整備路線については、東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）、及び国立市都市計画マスタープランにより示されているところでございます。また、当該整備方針やマスタープランが策定された際には、市報やホームページにより、広く市民へ周知したところでありまして、現在においても、ホームページにより情報を公開してございます。なお、都市計画道路の状況や今後の進め方等については、適宜、事業の進捗に合わせ、公表していく考えでございます。

次に（５）、国立 3・4・8 号線と立川 3・3・30 号線が交わることにより、環境問題、交通量の問題を含めて実証的検討をし、その結果を広く市民に開示すべきであるとのご意見をいただきました。このご意見に対します国立市の見解でございますが、立川 3・3・30 号線の整備については、規模的に環境影響評価の対象となりますが、国立 3・4・8 号線については対象外でございます。しかしながら、個別に交通量調査を実施し、調査した結果については、広く市民に広報していく考えでございます。

次に（６）、国立 3・4・8 号線沿線には小学校があり、今後交通量の増加が見込まれる中、子供たちが交通事故に巻き込まれることなどの危険性が心配されるとのご意見をいただきました。このご意見に対します国立市の見解でございますが、国立 3・4・8 号線については道路両側に歩道が整備されることになることから、現状よりも安全性が向上するものと考えております。しかし交通量調査を実施することから、調査結果をもとに警察とも連携を図り、交通安全対策について検討していく考えでございます。

次に（７）、国立 3・4・8 号線は国分寺市へ延長される計画となっているが、国分寺市側の道路建設が進まない場合、国立市内の各道路の交通量増加が見込まれるとのご意見をいただきました。このご意見に対します国立市の見解でございますが、国立 3・4・8 号線に連続する国分寺都市計画道路についても、優先整備路線として位置づ

けがあるため、将来的にはネットワークが形成され、通過交通による国立市内の生活道路への流入は減少することが見込まれます。また、国分寺市側の道路建設については、国立市としても早期事業化を要望しているところでございます。

最後に（８）、都市交通のネットワークの強化という視点のみではなく、実際にそこに暮らす市民への影響を、第一に見据えた検討を求めるとのご意見をいただきました。このご意見に対します国立市の見解でございますが、今後実施する交通量調査の結果を踏まえまして、近隣の方々に対しては想定される影響等を丁寧に説明させていただき、ご理解・ご協力をいただきながら事業を進めていきたいと考えております。

以上が、意見書の要旨と、それに対します国立市の見解でございます。

最後に、今後の予定でございます。本日の本審議会の議決をいただいた後、立川都市計画道路３・３・３０号立川東大和線と関連する都市計画変更であることから、東京都と同じく令和２年６月中旬ごろに、同時決定として変更告示をしていきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

林会長： 説明が終わりました。

それでは質疑、討論、採決の順に進めてまいります。

初めに質疑を承ります。石井委員。

石井委員： １点確認をさせてください。このようなご意見をいただいたということは、やはり市民の方に広く周知ができていなかったんじゃないかなと思うんですが、（２）のところでもわづか１０日前に発行された市報の小さな箇所のみということに対して、国立市としては以前から広く広報していますよということだったんですが、これは確かなことですか、いつぐらいか広報を始めたというのはおわかりになりますか。

林会長： 事務局、お願いします。

町田都市計画課長： 説明会を開催するという通知が市報に１０日前、説明会のお知らせが１０日前でございます。都市計画道路については、（２）にもございましたけれども、都市計画マスタープランの作成時、優先整備路線の受付の機会を踏まえまして、いろいろな箇所で公表はしておりましたけれども、今回の１０日前というのは、説明会のお知らせが１０日前という形でございます。

林会長： 石井委員。

石井委員： わかりました。マスタープランのことも書いてあるんですけども、例えばマスタープランができましたという市報のお知らせで、じゃあ、そのマスタープランについて市民の方々が詳しく読むかという、そうはいかないと思うんですね。私たちは議員ですから読みますけれども、一般の方はなかなか読む機会がなくて、自分にかかわりのあることか、ないことかというのが、そもそもわからないと思うんですが。そういった視点で説明会の前にお知らせするというようなことは、なかったんですか。もしくは考えなかったんでしょうか。

林会長： 事務局、お願いします。

町田都市計画課長： この都市計画道路、ちょっとかたい話になりますけれど、都市計画法として昭和３６年に決定されている線でございますので、やはり地権者の方等は周知されているという前提といたら失礼でございますけれども、おわかりになっている中で事業が始まっ

たということで、説明をさせていただきたいということで、広報させていただいているんですけども。その途中で、ここが都市計画道路ですよという周知は、特段はしておりませんけれども、先ほど申しました見ない方もいらっしゃるかもしれませんが、都市計画マスタープランの中で整備していきたいとあらわすときなど、マスタープランを作成するときの説明会等では、周知させていただいているところでございます。

石井委員： わかりました。

江村都市整備部参事： ちょっと補足させていただきます。実は中央線の高架化が始まる時、今、都営住宅の西側に保育園とか福祉施設をつくっているところですが、あそこに新駅をというお話がありまして、それに伴って周辺地区の区画整理という考え方が市のほうにもありまして、この北三丁目の3・4・8号線の部分も、そういった区画整理を進めていきたいということで、平成4年、5年、6年あたり、精力的に地域に入っております。その中で、周辺地域のその当時いらっしゃる方には、周知されております。

当時、なかなか合意が得られなかったというところで区画整理は完全に、当時中止の状態、今回単独の道路として再度、事業化を図っていきたいということなので、時期は古いんですけども、その当時には一度周知されているというふうに認識しているところでございます。

石井委員： ありがとうございます。

あと1点だけ。このようにいただいたご意見と回答について、これを例えば公表するというような予定はありますか。

林会長： 事務局、お願いします。

町田都市計画課長： 今回の意見書の取り扱いにつきましては、都市計画法の中で、都市計画審議会に提出することというのがございますので、こちらで公表させていただき、もちろんこちらの会は公でございますので、議事録等の公表などで周知は図れると考えております。

石井委員： わかりました。

林会長： 香西委員。

香西委員： この意見書の要旨ということで、この資料を配っていただいているわけですけども、普通の市民が自然に思われることを書いていらっしゃるのかなど、本当に関心を持っておられる方だなと正直思ったわけですけども、その中で、私、今回これを初めて見たので、先に知っていれば自分で調べることができたと思ったんですが、確認させていただきたいと思います。

環境影響評価の対象というところで、「規模的に」と書かれていると思います。立川3・3・30号線の整備については評価の対象になるが、この3・4・8号線については対象外となると。この部分はどういう分け方というか、区別になるのでしょうか。

林会長： 事務局、お願いします。

町田都市計画課長： 規模でございますけれども、今回一番大きく違いますのが、3・3・30号線は4車線、3・4・8号線は2車線でございます、2車線は対象外ということで、今回環境影響評価の対象になっておりません。

林会長： 香西委員。

香西委員： わかりました。確かに学校もありますので、ぜひ交通量調査を、こちらにも書いていた

だいていますが、しっかりと実施していただくことと、私も思っていたのは、国分寺のこの先がどうなるのかというのは、自然とすることかなと。この方も思っていらっしゃるんだなと思ったんですけど。道路というのはある区間だけができればいいというものではないという意味での、他市との連携というのが重要になるのかなと思います。そういう意味で、働きかけ等もよろしく願いいたします。

林会長： 重松委員。

重松委員： 先ほどの議案のとき、質問のところで意見もつい言ってしまったんですけども、意見は後ほど申し上げたいと思うんですが。

私も、前のお二方の委員と同じ問題意識を持っています。まず1点は、今回の起点の変更は、事業化と一体のものだというのが私の認識なんですけれども、この3・4・8号線の事業化は、必要なのは西側の部分だけですか。東側の部分については、国立市としては今後事業化は必要ないと、国分寺市内の事業化は必要だとしても、国立市としては東側については今後事業化する必要はないということでしょうか。

林会長： 事務局、お願いします。

町田都市計画課長： 委員さんがおっしゃる東側というのは、北大通りの北二丁目方向ということで、よろしいですか。基本的に東側は完成ということになっておりまして、国分寺市の実施を待っているところでございます。

以上です。

林会長： 重松委員。

重松委員： わかりました。ありがとうございます。そこでもう1点が、この意見書の市民の意見と市側の回答と、私、ちょっとずれているなという感想を持っています。市民が求めているのは、地権者だけではなく市民全体に道路のことを、都市計画マスタープランがどうなっているのかとか、東京都の方針がどうなのかということではなく、どこにどういう道路が、いつごろできていくのか、そのことによってどんな影響がありそうなのかということなどを広く知らせてほしいということだと思えます。それに対する市の回答は、手続にのって説明会もやっているし、決定もしているし、公告縦覧もしているし、市報にも載せましたよということなんですけれども、恐らくそういうことを求めているわけではないと思えます。

都市計画マスタープランも、市報に載せましたと言いますが、策定したのはもう20年近く前で、そのときは市報に、市内全域の都市計画図を載せていましたけれども、今回の改訂については多分、改訂しますとか、しましたというのだけで、ここにこういう道路が計画されています、あるいはこれからいつごろ事業化されますというような情報は、都市マスタープランにも載っていないですし、それこそ市民に周知って、ほぼされていないと思えますね。

そこで質問として、市議会のほうには去年の6月議会で整備事業について、整備の標準断面イメージ図ですとか、実際どこの部分が事業化されていきますとか、どれぐらいの事業費がかかって、事業スケジュールなども、議会のほうには一応説明があったんですけども、この程度の情報については、市報の半面ぐらい使ってできるんじゃないかなと思えます。今、国立駅東側の南北道路の3・4・10号線のところには、看板が出ていて、

あれはよく沿道を歩いている人が見ていたりするんですけども、あれを見れば多分、いつ工事が始まって、何年後にこんな感じの道路が開通するんだなというのが、それこそわかりやすいと思うんですけども、そういう形で、決められた手続をやっています、やりますということではなく、よりわかりやすく、ビジュアルで広報していくということは可能だと思うんですけども、ぜひ、いかがでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

佐伯工事担当課長 : 広報ですが、3・4・10号線の場合は看板等で、さくら通りも看板でいろいろ周知しているところもあろうかと思えます。3・4・8号線は、令和3年度末に事業認可を取得していく予定でございますので、3・4・10号線も、事業認可後にそういう形で周知してきたんじゃないかなと思えますので、その辺は工夫していきたいと思っております。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : 今、前の委員が確認させてもらったところですが、今回の変更の中身というのは、3・4・8号線全体でなくて、要するに中央線の高架化に伴って平面交差になるという部分の変更が、東京都の、先ほど答弁があった6月ごろに認可をとることになるんですかね。

林会長 : 事務局、お願いします。

町田都市計画課長 : 今回の都市計画変更は、3・4・8号線につきましては、隅切り部分の区域が東京都の区域に入る、3・3・30号線区域に入るという、1点でございます。

高原委員 : その変更ですよ。

町田都市計画課長 : はい。

高原委員 : それで、これは市の説明会になりますかね、市民の意見を聞く機会の中で、市民から出されたいろいろな意見があるんですけども、この中で例えば交通量の問題について、先ほども委員から質問されておりましたけれども、環境アセスメントについては、4車線ではないので法的に義務はないということだけども、市の回答書の中では個別に交通量調査を実施して、調査した結果については広く市民に広報していく考えであると。これについては、前に議会でもそういう答弁をされているんですけども、環境アセスの実施というのはいつごろやるんですか。

林会長 : 事務局、お願いします。

佐伯工事担当課長 : 環境アセスの調査ではなく、個別に交通量をしますということなので、環境アセスとは全く別でございます。令和2年度に、交通量調査を実施する予定でございます。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : 今の答弁はわかりました。法的根拠のない、個別の調査ということになっていますから、そういう点では市民のある意味不安がある中で、そういうものをやっていくという市の考えはわかりました。

それと、その下に交通量調査の結果に基づいて安全対策も十分に図っていくという考えが示されているんですけども、例えば中央線の側道の問題も市民から、信号機の設置ですとかいろいろな意見が出されているんですけども、3・4・8号線の安全対策は、どういうことを市は検討することになるんですか。

林会長 : 事務局、お願いします。

佐伯工事担当課長 : 安全対策というところから、これから警察といろいろ協議することになると思います。

それによって、例えばガードレールあるいはガードパイプが必要だとか、いろいろなことが出てくると思います。そういうところを今後詰めて、安全対策を図っていききたい。具体的に、こことここに何をやるというところは、今は決まっています。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : わかりました。特に立川3・3・30号線との接続ということになると、交通量が相当増えると思うんです。今現在の交通量と、接続された後の交通量の予測というのは、どのぐらいの数値を見ているんですか。

佐伯工事担当課長 : 先ほども申し上げましたように、現在、交通量のデータがございませんので、令和2年度に交通量調査をかけて、今どのぐらいある、あるいは今後どのぐらい想定されるのかというのを、これから委託でやっていくということでございます。

林会長 : 高原委員。

高原委員 : そうすると、それは結局、変更の認可がおりた後に、行っていくということになるんですか。それとも、その準備行為として事前に行うということになるんですか。

佐伯工事担当課長 : 変更とは全く別のものございまして、変更は変更の審議会を開いていただいていると思うんですけども、それとは別に、東京都のほうは法定に基づいて交通量調査をやっておりますけれども、国立市の場合は規模が小さいので、法定に基づく調査は必要ないんですけども、独自に現在どのぐらい交通量があるのか、10年後どのぐらいの交通量が想定されるのかというのは、先ほど申し上げたように令和2年度に委託をかけて、調査をし、それについては市民に公表していききたいという考えでございます。

高原委員 : わかりました。

林会長 : ほかにいかがでしょうか。遠藤委員。

遠藤委員 : 隅切りの部分ができるので始点が変わるということでございますが、その隅切りにかかっている家が、この図で見ると、その前のときに意見表明とかしておけばよかったのかなと思ったんですが、結構中途半端にかかっているんですね。ちょうど南のほうのお宅が。どれぐらいかかると全部用地買収してくれるのか、要は何%かかると買収するか、そういう決まりとかあるんでしょうか。

林会長 : 事務局、お願いします。

佐伯工事担当課長 : 具体的に何%とかいう決まりはございません。これから令和2年度から用地測量に入っていきますけれども、そこで具体的にどのぐらい土地がかかるのか、あるいは建物がどれぐらいかかるのかというのは、個々の家によって違ってきますので、具体的にそこが決まりましたら、個別にご相談させていただければと思っております。

林会長 : 遠藤委員。

遠藤委員 : ということは、個別で全部買い取ることができるかもしれないし、曳家をするかもしれないということ。

佐伯工事担当課長 : 例えばそこで再建できるような土地の面積が残れば、いくら買い取ってくれと言われてもそれはできないという形になると思います。基本は、道路の部分については物件補償とか、土地の買収とかはしますが、残地については買わないというのが基本な



んですけれども、ただしそこがほんのちょっとしか残らないとか、ケースバイケースでいろいろあると思いますので、それについては個別にご相談させていただければと思っています。

林会長：ほかにいかがでしょうか。菅原委員。

菅原委員：この意見書についてですけれども、市民の方は地権者だけが知っているのではなく、市民全体の問題として全てのことを取り上げていくべきだと書かれているんだと、おっしゃられたと思うんです。それに対して（１）の答えは、必要があると認めるときは、市民の意見も聞きますよという回答のように、私は受けとったんですけれども、その必要があるという基準は、どういうところに持たれているんでしょうか。

林会長：事務局、お願いします。

町田都市計画課長：こちらの文のくだりは都市計画法の中に書いてある形でございます、今回は必要と認めてございますので、説明会を開かせていただきました。

その規模感でございますけれども、例えば都市計画の名前が変わるだけとかいう都市計画変更であれば、説明会等は省略させていただくこともあろうかと思えますけれども、こちらでもケースバイケースというか、規模感で判断させていただいております。今回は説明会を行わせていただきました。

林会長：ほかにいかがでしょうか。なければ質疑を打ち切ります。

続きまして、本案にご意見がありましたら伺います。高原委員。

高原委員：先ほど機会を失っちゃって申しわけないんですが、私たちは都市計画道路の建設についてはこれまでもずっと反対してきたんですけれど、特に３・４・８号線については、立川３・３・３０号線との接続ということを考えると、この地域の環境の問題に大きく影響してきます。しかも交通量も大きいと予測されます。こういう都市計画道路については、特に国立市の場合、３・３・１５号線もある中で、やはりまちづくりについて根本的に見直しをする必要があると考えておりますので、これについては反対いたします。

林会長：重松委員。

重松委員：今、高原委員がおっしゃった問題は、恐らく先ほどの議案、３・３・３０号線、南北の道路の事業化についての是非だと思うんですけれども。この議案の３・４・８号線は東西、立川に向く道路の是非だと思います。その点では、検証の中では両方接続されるので、国立市内の大型道路とおっしゃっていますけれども、この道路は２車線、片側１車線なので、大型とまでは言えないかなと思うんですけれども、ただ、たった２００メートルの整備ですけれども、恐らく影響はよくも悪くも大きいと思うんですね。単純に、この道路にどれぐらい交通量があるのかという問題ではなく、今、抜け道になっている、生活道路に入っている交通がこちらに抜けて、そこが安全になるといういい面もあったり、バス路線ができるんじゃないかといういい面もあれば、逆に国立市全体で見ると、別のところに交通量のひずみができて、別の生活道路にまた別の抜け道ができてしまうんじゃないかとか、いろいろと懸念や不安もあると思うんです。

そういうのを、市の中だけでやらないで、ぜひ市民にわかりやすく、事業認可後ではなく、事業認可の前から、いつごろこういう事業をすることによって、こういうよいこともあるけれども、こういう不安、懸念される課題もありますので、それについてもしっかり

と考えていきます、いいことだらけですということではなく、しっかりと市民とともに対応していきますという姿勢をぜひ、そういうスタンスを見せていただければと思います。

これまでも3・4・8号線については、事業化の場所、イメージ図、スケジュール、事業費用と、議会などには出ているのですが、それと合わせて今後、周辺の環境にどのような影響が、よい面も懸念される課題も含めて、市報であったりホームページ、看板をつくれと言っているわけではないのですが、A3ぐらいのまとめたものを市の掲示板に張るぐらいはできると思いますし、そういう形で個々の市民や地権者、住民に説明していくのと合わせて、広く市民に対して、広報と合わせて意見を聞いていくという姿勢をさらに強く打ち出していただければということをお願いして、この計画変更については、私は賛成いたします。

林会長： 三輪委員。

三輪委員： 今の重松委員がおっしゃったことと重なってしまう部分が多々あると思うのですが、こちらの3・4・8号線と立川3・3・30号線が交わることによって、一定の変化が生じるとは思うんですね。それは交通量の変化の問題もありますし、両方の路線の接続時期の問題で、ちょっと時期がずれるとその分の期間をどうするかという問題も、新たに生じてくる場所なんだろうと思います。

こちらの3・4・8号線についていうと、こちらの意見書にも書いてございましたけれども、東側の国分寺のほうがどうなってくるのか、3・4・8号線から国立市の別の道路に流入してくる車両がどうなるのかとか、そういった複合的な問題があると思いますので、それがいつごろから、どういう変化が起きるのかということについて、特に周辺住民の方は生の情報を、わかりやすい形で欲していると思います。そちらに留意して、特に周辺住民の方々への、丁寧なご説明をお願いできればと思います。

結論としては、賛成であります。

林会長： ありがとうございます。石井委員。

石井委員： 私も賛成の立場で、意見だけ言わせていただきます。先ほど質疑のときも申し上げたのですが、やはり住民への周知というのは、マスタープランづくりましたとか、そういったものではなかなかわかりにくいと思うんですね。今回、説明会の資料としてこういったものを、これはパワーポイントの資料だと思うのですが、いただいて、こういう目を引くようなものを使って、皆さんにわかりやすく説明をするということが、とても大切なので、まずこういうことをやっていただきたいということ。

あと、今回に限りましては、とても乱暴な言い方をして申しわけないのですが、3・4・8号線の隅切りの部分を、今までだったら国立がお金を出してやらなくちゃいけなかったかもしれないところを、東京都がやってくれるんですよと、市民の方にとってはメリットともなるようなこともありますので、そういうことも含めてきちんと周知をしていただく、これはやっていただきたいと思います。

林会長： 遠藤委員。

遠藤委員： 賛成の立場で討論させていただきます。まず立川3・3・30号線と3・4・8号線、これは市民の生命、財産を守る大切な道路だと、私は考えております。立川には防災備蓄倉庫があり、そこからしっかりと国立に伸びる道路を整備しなければいけないと、こう

いった信念を持って取り組んでいただきたいと思います。立川の泉体育館から、現状、土曜日、日曜日ですと車で1時間以上、私が住んでいる谷保地域ではかかると。このような状況を一日も早く解消していただきたいと思います。

また生活道路を縦横無尽に走っていく、抜け道を使っていく車も、この北地域は多く見受けられます。この道路が通ることによって解消することが多いかなと感じております。ですので、この3・4・8号線もしっかり取り組んでいただきたいと思います。

また、この意見書で多く指摘されておりますが、ただお一人の方なんですよね。お一人で8件出していただいたということで、本当に国立市民のことを考えて出していただいたと思っておりますが、私もこの10月30日の説明会に伺わせていただきました。そのとき多くの市民の方がいらっしゃって、いろいろな意見がございました。しっかりと意見を聞く体制が整っていたと、私は認識しております。

しかし、これもずっと命題になっているんでしょうね。どうやって周知、告知すれば市民全員が受けとれるのか。国立のメール配信に載せるのか、そのメール配信ですら、私も表題だけ見て消してしまうこともあります。ですので、これは永遠の課題なのかなと。国立市レベルの市域で、テレビを使っての放送は無理ですよね。このようなコストがかかることも無理だと。では、防災無線に載せるのか。これもなかなか難しい。そういうことを考えると、市民に対しての周知というのは、意識をした市民が見ていただき、その方が口伝していただくということであったり、意識のある方が意見を申し込んでいただくということしかないのかなという感想も持っております。しかし、それに諦めず、国立市としてしっかりと、市民への告知を頑張りたいという意見を申し上げまして、賛成といたします。

林会長 : 香西委員。

香西委員 : 私も賛成の立場で、意見を表明させていただきます。国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線、今回は起点の変更、それは立川3・3・30号線は都の管轄で、都の事業の責任の範囲の中でやっていくことによる起点の変更ということで、いずれにしても、先ほど遠藤委員が言われておりました観点とも重なりますが、防災の観点、また交通安全の観点、生活道路への流入を少しでもなくしていくといった意味において、この国立3・4・8号線、また立川3・3・30号線との連携は非常に大切になるのではないかと、いつも思っておりましたが、国立の北側から立川北口のほうへ行くという道路は、なかなかスムーズにいかないと思っているのは、私だけではないと思います。そういう意味においては非常にスムーズな連携がとれるようになるのではないかと、特に期待しております。

また、先ほどの話に戻りますが、大きな道路、この3・4・8号線、2車線の道路にしましても、防災上、特に地震等が起こったときのいわゆる延焼火災を防ぐといった目的もあるのではないかと、いつ来るかわからない大震災の備えになる、これは一つ大きく言えることではないかと思っております。

以上をもって、私の賛成意見とさせていただきます。

林会長 : ほかにいかがでしょうか。

それでは反対意見がございましたので、採決を行いたいと思っております。

お諮りいたします。「国立都市計画道路3・4・8号日野駅国立線の変更について」、

ご異議があるようですので、お諮りします。

本案を、現案のとおり決することに賛成する方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

林会長 : ありがとうございます。挙手多数。よって、本案は現案のとおり決することにいたします。

さて、議題につきましては以上でございますが、その他、何かございますか。

事務局はよろしいですか。

なければ、以上で議事日程のとおり、全て終了いたしましたので、これをもちまして第41回国立市都市計画審議会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

— 了 —